

## **[事案 2020-114] 新契約無効請求**

・令和2年11月9日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人から更新ごとに保険料が上がることの説明がなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成28年4月に契約した組立型保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1)募集人に契約するつもりがないことを伝えたが、1年間にわたり、繰り返し何回もしつこく勧誘を受けたので、半ば諦めて契約した。
- (2)10年の更新ごとに保険料が高くなることは、一切説明がなかった。設計書で説明は受けたが、記載されている10年更新後の保険料、20年更新後の保険料については、10年後、20年後に契約した場合という感じで説明された。
- (3)保険会社が掲げている業務運営方針には、顧客の立場を考え、リスクや内容等をわかりやすく情報提供し、重要な情報も伝えるとあるが、募集人から、リスクの説明や他社商品との比較説明は受けていない。
- (4)募集人の一連の行為は、保険業法第300条1項1号に違反している。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の職場へ週に1回訪問し、他の方と同じように声掛けをしていた。特に申立人にしつこく勧誘はしていない。
- (2)募集人は、更新後に保険料が高くなることを、設計書により細かく説明しており、申立人が、10年後も保障内容も保険料額も変わらないと錯誤していたとは考えられない。仮に申立人が錯誤していたとしても、重大な過失による。
- (3)募集人は契約の8か月前より、本商品を含む2商品について、設計書を使用して5分程度の説明を何度も行っており、申込手続きには、設計書による説明を含め約30分の時間をかけた。
- (4)募集人の募集行為は、当社の業務運営方針に反していないし、保険業法第300条第1項第1号への抵触もしていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が更新ごとに保険料が上がることの説明を行わなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。